

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（案）概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日	
特別区民税	1 公益法人等に対する譲渡所得等に係る課税の特例の見直し	右記の特例の対象となる公益法人等と合併した他の公益法人等が、合併後に非課税の特例の適用を受けた財産があることを知った日から2月以内に非課税承認を継続する届出を行った場合は、当該合併後の公益法人等を右記の特例の対象とする。	当分の間、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる財産が、公益目的事業の用に供されなくなったこと等、一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、寄附した者が本来負担すべき譲渡所得等に係る区民税の所得割を、当該寄附を受けた公益法人等に対して課すこととする。	平成27年1月1日
	2 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長	右記の特例の適用期限を3年延長し、 <u>平成30年度</u> までとする。	肉用牛の売却による事業所得について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合におけるその超える部分の所得に係るものを除き、所得割を課さないこととする。 適用期限：昭和57年度から平成27年度まで	公布の日（平成28年度分から適用）
	3 優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長	右記の特例の適用期限を3年延長し、 <u>平成29年度</u> までとする。	優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められる土地等の譲渡について長期譲渡所得の課税の特例を適用する。 適用期限：昭和63年度から平成26年度まで	公布の日（平成27年度分から適用）
1 税率の見直し	軽自動車税の税率を次のように引き上げる。 1 原動機付自転車 総排気量が0.05リットル以下又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ に掲げるものを除く。） 年額2,000円 総排気量が0.05リットル超0.09リットル以下又は定格出力が0.6キロワット超0.8キロワット以下の2輪車 年額2,000円 総排気量が0.09リットル超又は定格出力が0.8キロワット超の2輪車 年額2,400円	1 原動機付自転車 総排気量が0.05リットル以下又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ に掲げるものを除く。） 年額1,000円 総排気量が0.05リットル超0.09リットル以下又は定格出力が0.6キロワット超0.8キロワット以下の2輪車 年額1,200円 総排気量が0.09リットル超又は定格出力が0.8キロワット超の2輪車 年額1,600円	平成27年4月1日	

軽自動車税

総排気量が0.02リットル超又は定格出力が0.25キロワット超の3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。） 年額3,700円

2 軽自動車及び小型特殊自動車

軽自動車

区 分			年 額
2 輪			3,600円
3 輪			3,900円
4 輪 以上	乗 用	営業用	6,900円
		自家用	10,800円
	貨物用	営業用	3,800円
		自家用	5,000円
専ら雪上を走行するもの			3,600円

3輪以上の軽自動車(専ら雪上を走行するものを除く。)については、平成27年4月1日以後に最初の車両番号の指定を受けたものから適用

小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額2,400円

その他のもの 年額5,900円

3 小型自動車(2輪) 年額6,000円

総排気量が0.02リットル超又は定格出力が0.25キロワット超の3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。） 年額2,500円

2 軽自動車及び小型特殊自動車

軽自動車

区 分			年 額
2 輪			2,400円
3 輪			3,100円
4 輪 以上	乗 用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物用	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
専ら雪上を走行するもの			2,400円

小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額1,600円

その他のもの 年額4,700円

3 小型自動車(2輪) 年額4,000円

2 税率の特例の創設

当分の間、3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けた月から14年を経過した月の属する年度分以後の税率を次のとおりとする。

区 分			年 額
3 輪			4,600円
4 輪 以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

〔新設〕

平成28年4月1日